

## 交付申請書類の御案内

チェック	書類の内容	
<input type="checkbox"/>	<b>補助金交付申請書</b> ・ 所定の様式に必要事項を記載	2、3 ページ参照
<input type="checkbox"/>	<b>契約書等の写し</b> <input type="checkbox"/> <b>注文住宅の場合：工事請負契約書の写し</b> ・ 発注者、請負者、工事場所、請負代金、契約年月日が記載され、収入印紙と割印があるもの <input type="checkbox"/> <b>建売住宅の場合：不動産売買契約書の写し</b> ・ 買主、売主、所在地、売買代金、契約年月日が記載され、収入印紙と割印があるもの	
<input type="checkbox"/>	<b>住民票の写し</b> ・ 申請者が対象住宅に入居したことが確認できるもの ・ 申請者が対象住宅に入居出来ない場合は、2親等以内の親族が入居したことが確認できるもの ※子育て世帯加算の場合は、家族構成がわかる世帯員全員が記載されたもの <input type="checkbox"/> <b>母子健康手帳の写し</b> ※子育て世帯加算で、妊娠中の方 <input type="checkbox"/> <b>戸籍等の写し</b> ※除却工事加算で、除却住宅の所有者が申請者と異なる場合	
<input type="checkbox"/>	<b>建築基準法上の検査済証の写し</b> ・ 交付年月日が令和9年3月10日以前であるもの	
<input type="checkbox"/>	<b>地域材を15m<sup>3</sup>以上使用したことが確認できる書類</b> 地域材の産地及び加工地が確認できる書類で、北海道森林組合連合会等の認定番号、木材の種類・数量等が記載されているもの ・ 契約書、出荷証明（納品書）、番付入りプレカット図、木取表、プレカット明細書（住宅として使われた実長がわかるもの）など ※出荷証明書の数量が15m <sup>3</sup> 以上が出荷されていても、住宅に実際に15m <sup>3</sup> 以上使用（プレカット後の数量）されていることを確認。	5、6 ページ参照
<input type="checkbox"/>	<b>高性能の認定を受けた住宅であることが確認できる書類</b> ・ 住宅の性能が確認できる認定書類 <input type="checkbox"/> ・ ZEH住宅の場合：BELS 評価書（ZEH マークが表示されたもの） <input type="checkbox"/> ・ 北方型住宅2020の場合：北方型住宅基本性能確認書等 <input type="checkbox"/> ・ 長期優良住宅の場合：長期優良住宅の認定通知書 等	4 ページ参照
<input type="checkbox"/>	<b>対象住宅の写真 及び 図面</b> ・ 敷地全体と建物外観写真：工事着工前、工事完了後 ・ 情報発信のための写真 ・ 住宅完成見学会を実施した写真及び報告書 ・ 木材の使用状況がわかる写真：地域材現場搬入時、建て方（上棟後） ・ 確認申請図面（縮尺 1/100 程度）：配置図・平面図・立面図等	
<input type="checkbox"/>	<b>除却工事实施が確認できる書類</b> ・ 契約書の写し、不動産登記閉鎖事項証明書、除却工事前の写真	
<input type="checkbox"/>	<b>補助金請求書</b> ・ 所定の様式に必要事項を記載	7 ページ参照

※このほかにも、審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

**提出・お問合せ先** ※持参又は郵送にて御提出ください。

旭川市 建築部 住宅課 ☎ (0166) 25-9708  
〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階（住宅課 補助金担当）  
Email : reform@city.asahikawa.lg.jp



※ 申請窓口（第二庁舎3階）の場所に変更はありませんが、4月1日より担当課が建築総務課から住宅課へ変更となりました。

※ 総合庁舎の住宅課では窓口受付を行っていませんので、御注意ください。

# 〈 交付申請書 記載例 〉

黒い太枠内は入力必須項目になります。  
文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

実際の工事期間を記載してください。  
※完了日は検査済証の交付日として  
ください。

様式第4号

## 旭川市地域材活用住宅建設補助金交付申請

(兼申請者等の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 旭川市長

〒 070-0037

(申請代表者) 住所 旭川市7条通9丁目48番地

氏名 旭川 太郎

(※その他の申請者がいれば裏面に記載)

添付する書類は、全てチェックしてください。  
不足書類があると申請を受け付けられません。

旭川市地域材活用住宅建設補助金交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

工事期間	(着手日) 8年5月1日 ~ (完了日) 8年10月13日														
受付番号	0001														
添付書類	工事請負契約書 又は 売買契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/>														
	世帯員全員分の記載がある住民票・戸籍等の写し <input checked="" type="checkbox"/>														
	建築基準法に基づく検査済証の写し <input checked="" type="checkbox"/>														
	地域材を15m <sup>3</sup> 以上使用したことが確認できる書類 <input checked="" type="checkbox"/>														
	高性能の基準を満たした住宅であることを証明する書類(次のいずれか)														
	・ZEH住宅の場合:BELS評価書の写し <input type="checkbox"/>														
	・北方型住宅2020の場合:北方型住宅基本性能確認書等の写し <input type="checkbox"/>														
	・長期優良住宅の場合:長期優良住宅の認定通知書の写し <input checked="" type="checkbox"/>														
	対象住宅の写真及び図面 <input checked="" type="checkbox"/>														
	母子健康手帳の写し(子育て世帯加算が必要な場合のみ) <input type="checkbox"/>														
除却工事の実施がわかる書類(契約書の写し・不動産登記閉鎖事項証明書・工事前の写真) <input type="checkbox"/>															
補助金の請求書(様式第9号) <input checked="" type="checkbox"/>															
その他市長が必要と認めたもの( ) <input type="checkbox"/>															
認定した補助金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">基 本</td> <td>高性能 + 地域材 (道産材+旭川産材) 15m<sup>3</sup>以上使用 ※旭川産材 5m<sup>3</sup>以上使用</td> <td>旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m<sup>3</sup>以上使用 <input type="checkbox"/> 150万円</td> </tr> <tr> <td>旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m<sup>3</sup>以上使用 <input checked="" type="checkbox"/> 200万円</td> </tr> <tr> <td>旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m<sup>3</sup>以上使用 <input type="checkbox"/> 250万円</td> </tr> <tr> <td>旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m<sup>3</sup>以上使用 <input type="checkbox"/> 300万円</td> </tr> <tr> <td>旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m<sup>3</sup>以上使用 <input type="checkbox"/> 400万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">加 算</td> <td>子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる <input checked="" type="checkbox"/> 100万円</td> </tr> <tr> <td>二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居 <input type="checkbox"/> 100万円</td> </tr> <tr> <td>除却工事加算 要件を満たす除却工事を行った <input type="checkbox"/> 50万円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		補助金額	基 本	高性能 + 地域材 (道産材+旭川産材) 15m <sup>3</sup> 以上使用 ※旭川産材 5m <sup>3</sup> 以上使用	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 150万円	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m <sup>3</sup> 以上使用 <input checked="" type="checkbox"/> 200万円	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 250万円	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 300万円	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 400万円	加 算	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる <input checked="" type="checkbox"/> 100万円	二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居 <input type="checkbox"/> 100万円	除却工事加算 要件を満たす除却工事を行った <input type="checkbox"/> 50万円
	区 分		補助金額												
	基 本	高性能 + 地域材 (道産材+旭川産材) 15m <sup>3</sup> 以上使用 ※旭川産材 5m <sup>3</sup> 以上使用	旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 5m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 150万円												
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 10m <sup>3</sup> 以上使用 <input checked="" type="checkbox"/> 200万円													
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 15m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 250万円													
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 20m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 300万円													
		旭川産材(旭川市内産 かつ 上川管内加工した木材)を 25m <sup>3</sup> 以上使用 <input type="checkbox"/> 400万円													
	加 算	子育て世帯加算 世帯員の中に18歳以下の子又は孫がいる <input checked="" type="checkbox"/> 100万円													
		二世帯加算 申請者の3親等以内の親族世帯と同居 <input type="checkbox"/> 100万円													
		除却工事加算 要件を満たす除却工事を行った <input type="checkbox"/> 50万円													
※該当する金額の□にチェックしてください															
区 分	金 額	※交付審査欄													
補助申請額	3,000,000 円	円													
※備考欄		※受付欄													

【認定通知書】で認定された額を記載してください。

高性能な住宅の証明書類がここに該当しない場合は  
その他の欄に記載してください。

※裏面の記入もあります。

補助対象とする木材は、  
産地証明書等の数量と整合のとれたものを記載してください。

【木材実績使用量】

木材予定使用量 (m3) 内訳						
		構造材	羽柄材	内外装材※1	補助対象とする 木材利用材積	その他 木材利用材積
補助対象とする木材	道内産	2.9212 m3	1.1112 m3	0.7471 m3	4.7795 m3	/
	旭川産材	10.5031 m3	0 m3		10.5031 m3	
補助対象外木材	上記以外の産地	6.9250 m3	1.1211 m3	0.9923 m3		
合 計					(A) 15.2826 m3	(B) 9.0384 m3
総材積					(A) + (B)	24.3210 m3

・ 使用量は、産地証明書等から算出して記載してください。また、木材の体積の把握に必要なため、数量は少数点以下第5位を切り捨てし、小数点以下第4位までとしてください。

※1 内外装材：床、壁、天井、外壁等の仕上げに使用する木材（家具は含まない。）

その他の申請者 ※申請代表者以外に申請者がいる場合	
〒	フリガナ
住所	氏名

- (注1) 申請者が旭川市暴力団排除条例第9条第9号の暴力団員又は同条例第9条の暴力団関係事業者による場合は、補助金の交付は受けられません。
- (注2) 申請者等の内容に虚偽やその他の不正行為がある場合は、補助金の返還を求められます。
- (注3) 申請者、建設場所、施工業者の変更はできません。一度、申請取り消しになります。

申請代表者以外に申請者がいる場合は、記入してください。  
※3名以上いる場合は別途御相談ください。

申請書、添付した関係書類の内容を確認していますか。

はい

## 今後の手続 Q & A

分類	
変更	<p><b>Q1 認定申請後に申請内容が変わった場合どうしたらよいですか。</b></p> <p>A1 <u>補助金額が減少する場合のみ</u>、変更申請の手続が必要になります。地域材の産地や数量の変更などで補助金額が減少する場合は、変更申請書と変更内容が確認できる書類を速やかに提出してください。なお、<u>補助金額の増額はできません</u>。</p>
辞退	<p><b>Q2 工事を中止することになりました。手続は必要ですか。</b></p> <p>A2 届出が必要です。「辞退届」を速やかに提出してください。</p>
契約書	<p><b>Q3 工事請負契約を電子契約で締結しました。契約書の提出はどうしたらいいですか。</b></p> <p>A3 電子署名が付与された電子契約書の PDF 等を印刷して提出してください。</p>
その他	<p><b>Q4 地域材の産地証明の一部が不足しています。どうなりますか。</b></p> <p>A4 地域材が 15m<sup>3</sup> 使用したことがわかる内訳が確認できない場合は、対象外となります。必ず、地域材の証明書類はすべて提出してください。</p> <p><b>Q5 子育て世帯又は二世帯加算を申請した場合、必要な書類はありますか。</b></p> <p>A5 交付申請時点の住民票で確認いたします。世帯員全員分が記載された住民票を提出してください。また、現時点で妊娠中の方は、母子健康手帳の写しを提出してください。必要に応じて、親等の確認を戸籍等で行います。</p> <p><b>Q6 除却工事加算を申請した場合、必要な書類はありますか。</b></p> <p>A6 契約書の写し、不動産登記閉鎖事項証明書、除却工事前の写真を提出してください。また、除却する住宅の所有者が申請者と異なる場合、親等の確認を戸籍等で行います。</p>

## 高性能の認定を受けた住宅であることを証明する書類

住宅の種別	証明書類	発行機関等
ZEH住宅 ※1	BEL S評価書(ZEHマークが表示されたもの)	BEL S登録機関
北方型住宅2020 ※2	北方型住宅基本性能確認書 又は 住宅ラベリングシート	建築指導センター 又は きた住まいるサポートシステム
長期優良住宅 ※3	長期優良住宅の認定通知書	旭川市
低炭素住宅 ※4	認定低炭素住宅の認定通知書	旭川市
建設住宅性能評価 ※5	建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)	指定住宅性能評価機関 登録住宅性能評価機関

「性能向上計画認定通知書」等、これらと同等以上の性能と認定を受けた住宅も対象になります。  
(断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの)

- ※1 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年告示第489号)によるBEL S評価書(ZEHマークが表示されたもの)の交付を受けた住宅(Nearly ZEH、ZEH Orientedを含む)
- ※2 北海道で設定した北方型住宅基準(2020年基準)に適合した住宅(断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6を第三者機関で証明を受けたもの)
- ※3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)による長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅
- ※4 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)による低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅
- ※5 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)による建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅

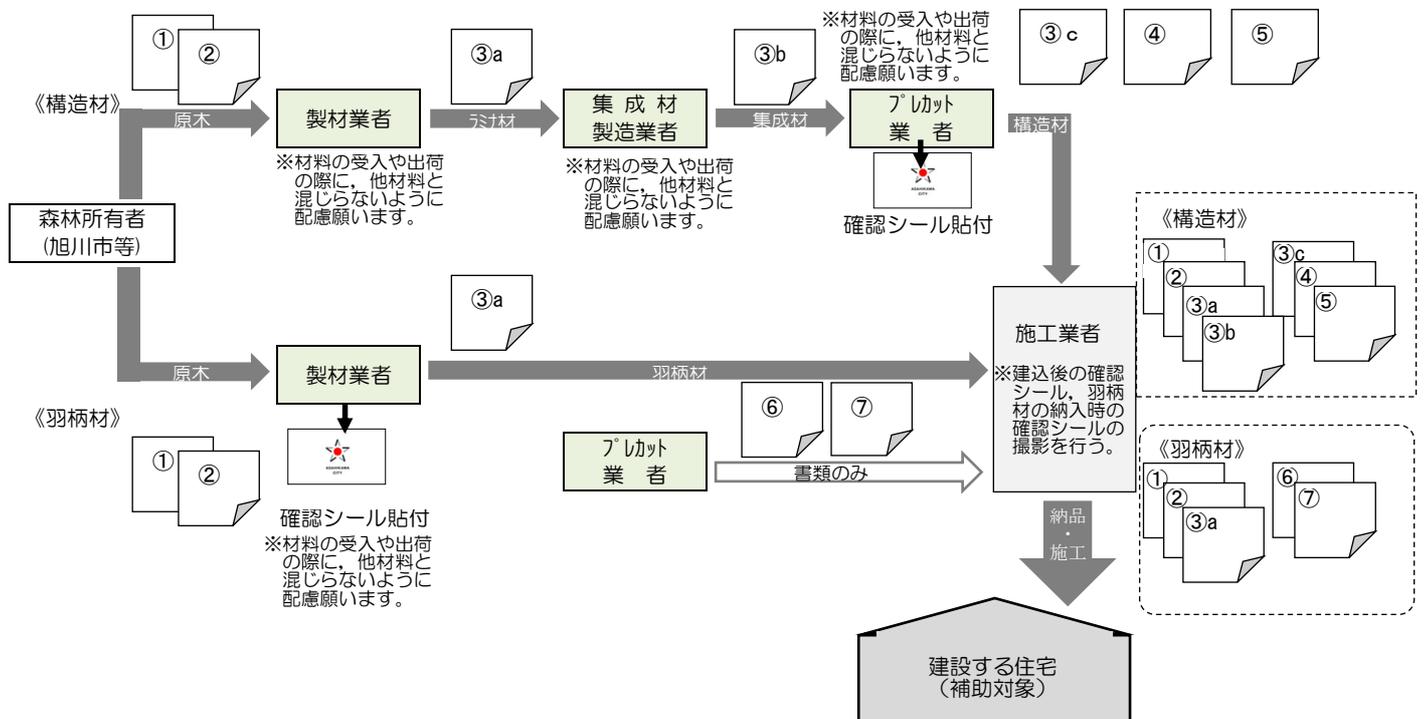
【5㎡以上の旭川産材や地域材 15㎡の使用及び産地の証明に必要な書類】

構造材の材積（使用長さ）＋羽柄材等の材積（現場納入された定尺の数量）≥ 15㎡  
 ※合板、仕上材等

書類名	発行元	区分	数量証明	産地証明
① 売買契約書の写し	旭川市（農政部） ※市有林の場合	共通		○
② 生産地証明書	旭川市（農政部） ※市有林の場合	共通		○
③ 納品書兼合法木材証明書 a（産地記載）	製材業者	共通	○（羽柄材）	○
③ 納品書兼合法木材証明書 b（産地記載）	集成材製造業者	構造材		○
③ 納品書兼合法木材証明書 c（産地記載）	プレカット業者	構造材		○
④ 木取表又は木拾いリスト（産地記載） ※材積（使用長さ）を算出、記載	プレカット業者	構造材	○	○
⑤ プレカット図 （番付け入、産地記載）	プレカット業者	構造材	○	○
⑥ 数量明細書（産地記載） ※材積（定尺）を記載	プレカット業者	羽柄材	○	○
⑦ 数量根拠資料（施工図、詳細図、仕様書 など数量を算出する際に使用したもの）	プレカット業者	羽柄材	○	

※旭川産材の場合は①～⑦の書類が必要です。  
 ※道産材の場合は③～⑦の書類が必要です。  
 ※各書類の参考例は6ページ参照

【地域材及び書類の流れ（旭川産材の場合）】





# 〈 請求書 記載例 〉

補助金を確実に振り込むため、請求書には必要事項をはっきりと正確に記載してください。

様式第9号

## 請 求 書

(宛先) 旭川市長

(申請代表者) 住所 旭川市6条通10丁目〇-〇

氏名 旭川 太郎

次のとおり請求します。

請求額	十	億	千	百	十	円
	記入しない			0	0	0

請求内容  
旭川市地域材活用住宅建設補助金として

振込先

金融機関名・支店名	口座番号	口座名義 (カタカナ)
〇〇 銀行 〇〇 本店	普通 1234567	アサヒカワ タロウ
信金 農協	支店 出張所	
	当座	

※口座名義欄が申請代表者と異なる場合は、委任状を添付してください。

申請者代表者の住所・氏名

金額は記入しないでください

「金融機関名」「支店名」「口座番号」を誤りのないよう、しっかり正確に記載してください。

振込口座名義をカタカナで記入  
※申請代表者の口座

普通・当座どちらかに記入

**★ゆうちょ銀行の場合★**

振込用の「店名番号」「口座番号」が必要です。

〈変換例〉 記号 19740      番号 12345671

2～3桁目の数字の最後に「8」を加えて漢数字で記入 ↓      最後の「1」をとる ↓

支店名 九七八      口座番号 1234567

※詳しくは、ゆうちょ銀行に御確認ください。

※請求書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市地域材活用住宅建設補助金